

男女共同参画施策の進展と市町村経済指標の関係性の検討

小林 敦子
社会問題調査分析センター

Improvements in Gender Equality and Regional Economic Growth

KOBAYASHI Atsuko
SPRAC

In 1999, the Basic Law for a Gender-equal Society was enforced in Japan. In accordance with this law, the central government and local governments in Japan have taken various measures to foster gender equality. Japanese opinions have been voiced for and against gender equality, from the perspective of economic development. The purpose of this study was to examine the relationship between improvements in gender equality in areas administered by Japanese local governments and the economic conditions of these areas. Japanese local governments in a selected prefecture were categorized into three groups by categorical principal component analysis and cluster analysis, based on their indices of growth of gender equality. Then, an analysis of variance was conducted on local economic indices in the three groups. The results indicated that the most gender equal local governments had the highest growth rates, as indicated by the Gross Regional Domestic Product. These findings suggest an association between gender equality and the development of Japanese local economies.

1. はじめに

1.1 男女共同参画とは

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成を目指し 1999 年に制定、施行された。男女共同参画社会は、同法第 2 条により「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

この法律に規定する男女共同参画社会の形成についての基本理念の実現のために、第 8 条には国の、第 9 条には地方公共団体の責務がそれぞれ定められている。そしてこの条文を根拠に、国や地方自治体は男女共同参画社会の実現へ向けて施策を展開し、様々な取り組みを行ってきた。

例えば、埼玉県の具体例をとると、多様な働き方

実践企業・事業所の認定、ドメスティック・バイオレンス相談窓口の開設、働く女性のための各種講座など様々な啓発・支援策を実施している。また、埼玉県出身で日本初の公認女性医師、荻野吟子にちなんだ「さいたま輝き荻野吟子賞」が創設された。

男女共同参画の施策は、その名が示すとおり男女の対等な参画を目指すことから、女性に対する支援に限定されていない。たとえば、公民館など地域の施設においては、男女共同参画の施策として「男の料理教室」といったような男性向けの家事支援講座が行われている。一方、女性を対象とした支援策としては、家事支援のための企画とともに、就労支援型の講座が多く存在している。就労の場では、管理的職業従事者の女性比率が 10.3%(粕谷, 2009)であるように、他の先進国に比較して垂直的職務分離が著しい日本企業においては、労働市場が女性の能力を十分に活用できているとはいえない。このような状

況に鑑みて、就労における男女の格差をなくすための施策としては、女性を対象とした支援策が講じられる場合が多いのだろう。

1.2 ウーマノミクス

ウーマノミクス (Womenomics) とは、ウーマン (Women) とエコノミクス (Economics) の造語である。これはゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方で、女性の活躍によって経済が活性化することを意味する。¹

近年の日本企業における女性の活躍に目を向けると、ノンアルコールビール、斜めドラム洗濯機といったように、女性社員の斬新なアイデアがヒット商品に結びついた例が見られる。このようにダイバーシティの推進がプロダクトイノベーションにつながるという観点から、就労の場での男女共同参画は経営効果への期待が大きい。

国の政策においても、2013年4月、安倍政権は経済政策の成長戦略として、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを成長戦略の柱に位置付け、女性の活躍を推進する方針を打ち出した(2013年4月19日、朝日新聞朝刊)。このことは、経済の発展のための国策の一つとして、女性の人材活用の推進が位置づけられたことを示唆している。

それでは、女性の活躍によって本当に経済は活性化するのであるだろうか。例えば、大沢(2002)は、消費不況は性別分業のあり方と二重に関連していると指摘し、男女共同参画は生産性向上のカギとなり、企業社会を建てなおすことにもつながると述べている。このように女性の活躍が経済を活性化するという立場がある。しかし一方で、男性の雇用が抑制され、経済が衰退するという意見もあるだろう。

そこで、就労の場への女性の進出と経済の発展に関して検証した論文を調べるために、「女性」「経済」をキーワードに、国立情報学研究所の検索システム(Cinii)により論文検索を行った。その結果、検出された論文は2926件(2013年9月23日検索)であったが、本論文の趣旨とあまり関係のない内容の論文

が大半を占めていたため、さらに、「女性」「経済効果」というキーワードで検索し直した。その結果、7件が検出された。検出された論文は、たとえば、女性の教育がその女性の経済(所得)にもたらす影響を検討した論文(橋本,1999; 矢野,1981)などであった。結局、本論文と直接的に関連がありそうな内容の論文は、その中では野北(2005)の1件であった。野北(2005)は、ASEAN諸国では80年代後半からの工業化に伴う急速な経済成長において、女性労働の経済的役割は非常に大きかったと指摘している。

1.3 男女共同参画施策の進展と市町村経済の関係

ところで、男女共同参画社会基本法は、The Basic Law for a Gender-equal Societyと英訳されており、男女平等をうたった法律である(独立行政法人国立女性教育会館・伊藤,2009)。すなわち、日本国憲法の個人の尊重と法の下での平等に根拠を置き、人権の実現のために制定された法律といえる。その意味において、男女共同参画社会実現のための女性の労働環境の整備は、経済効果の有無という論を待たずともなく、人権の観点から当然になされなければならない筈である。

しかしながら、女性の活躍による経済の活性化が十分に期待できるのであれば、その事実は男女共同参画社会の実現にとっては追い風となるだろう。

そこで、本研究では、各市町村の男女共同参画の進展の状況の違いにより、市町村の経済が、男女共同参画社会基本法施行前と現在とでどのように変化しているかを検討することを目的とする。

2. 方法

2.1 対象

市町村のデータを取得するに当たり、埼玉県内の全市町村63件を対象とし、これらについて、次のデータを分析対象とする。ただし、平成13年²以降、市町村の合併が進んだため、法律の施行前と比べると現在の市町村数が減っている。このため、現在存

² 本論文においては、資料の出典に元号が使用されている場合は元号を使用し、その他の場合は西暦を使用する。

¹ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/j23/> 2013年9月19日検索。

在しない名称の市町村は法律施行前のデータを合併後の市町に数値を組み入れて法律の施行前の市町村データとした。たとえば、浦和市、大宮市、与野市、岩槻市は平成 8 年の時点では存在するが、平成 21 年においては合併してさいたま市となっている。そこで平成 8 年時点の浦和市、大宮市、与野市、岩槻市においては、これらの数値を合算してその時点では存在しない「さいたま市」として扱った。

2.2 地域経済の指標

2.2.1 市町村民経済計算とは

市町村経済の状態を表す一般的な指標の一つとして、市町村民経済計算³が挙げられる。市町村民経済計算とは、県内の各市町村における経済活動を生産、分配の二つの側面から推計したもので、市町村経済の規模、経済構造、経済成長率などを明らかにし、市町村経済の実態をとらえることができる総合的な経済指標⁴である。そこで、埼玉県市町村民経済計算の次のデータを加工したものを各市町村の経済指標として用いることとした。なお、市町村民経済計算は、その基礎となる県民経済計算が遡及改訂されることや、推計方法の見直しを行うことがあるため、新しい年の推計結果が公表されると、併せて過去の数値も改訂される。

市町村民経済計算を把握する場合、属地主義（市町村内）と属民主義（市町村民）といった二通りの考え方が存在する。すなわち、前者はその行政区域内で生み出された所得をその生産に携わった者の居住地がどこであるかを問わず把握するもの（市町村内総生産）であり、後者は行政区域内居住者が生み出した所得をその所得が生み出された場所がどこであるかを問わず把握するもの（市町村民所得）である。

2.2.2 市町村内総生産と市町村民所得による指標

本研究では地域の経済状況を把握する指標として、市町村内総生産と市町村民所得の 2 つの側面から検

討することとする。

まず、市町村内総生産と市町村民所得を基に各市町村の経済状況の変化をどのように把握し比較するかが問題となる。市町村内総生産、市町村民所得の結果をそのまま使用した場合、もともとの市町村の経済規模（人口、企業数など）に大きくばらつきがあるため、単純に比較することが難しいためである。

市町村民所得においては、市町村民一人当たりの所得を比較する可能性も試みた。しかし、市町村民所得について公表されている年もあるが、古いデータでは公表されていない年もある。そこで、市町村民所得の数値を市町村の人口で除して一人当たりの所得を算出することを試みたが、市町村によって人口構成が大きく異なり、人口全体に占める就業者の割合が大きく異なることが予想され、その数値を比較することは妥当と思われない。あるいは、各市町村の就業者の人口を調べ、市町村民所得をその人口で除して就業者一人あたりの平均所得を割り出すことも試みたが、国民の就業状況を調べる国の基幹統計（国勢調査や就業構造基本調査）は 5 年に 1 度であり、毎年公表される市町村民経済計算とは測定年が合致しない。住民基本台帳法による年齢別人口から生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）を求め、そこから凡その就業者の人口を推定することも試みたが、年齢構成から機械的に割り出される生産年齢人口と実際の就業者の人口とは乖離があるだろう。

以上の理由から、市町村内総生産、市町村民所得ともに、法律施行前と現在の伸び率をすべての市町村において算出し、比較することとした。

測定年は、男女共同参画社会基本法施行前である平成 10 年と、施行後として現在のデータとして平成 21 年⁵の数値を使用した。ただし、より安定した数値を確保するため、単年同士の比較を避け、連続する 3 か年の平均値である平成 8 年、9 年、10 年のデータの平均値を法律施行前、平成 19 年、20 年、21 年の平均値を現在のデータとし、それらをもとに伸

³ 都道府県によっては、市町村民経済計算、市町村民経済計算と呼び名が異なる。

⁴ <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/shichosonmin.html/>
2014 年 5 月 4 日検索

⁵ 直近の調査データとして平成 21 年を使用したのは、法律施行前と現在を比較するには、同一方法で推計したデータ同士を比較することが望ましく、それ以降のデータでは法律施行前のデータとは測定方法が異なるためである。

び率を算出し、地方自治体の経済指標として扱うこととした。

各データの取得日は2013年5月。埼玉県統計課のHPから統計表をダウンロードした。

2.3 男女共同参画施策の進展の指標

内閣府による「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成23年)」を参考に男女共同参画進展の指標を選定し、そのデータを使用した。また、2012年11月に埼玉県のホームページから、男女共同参画進展の指標となり得るデータを順次ダウンロードした。さらに、必要に応じて埼玉県男女共同参画課、統計課に電話やメールによる問い合わせを行い、情報を収集した。

2.3.1 男女共同参画に関する条例の制定等

次の3つの指標につき、「あり」を2点、「なし」を1点と配点し、その合計得点とした。

男女共同参画に関する条例の制定状況(平成23年4月1日現在で可決済みのもの)

男女共同参画・女性のための総合的な施設(平成23年4月1日現在で開設済みの施設)

男女共同参画に関する宣言(平成23年4月1日現在で行われているもの)

2.3.2 男女共同参画に関する計画

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画に関する計画(平成23年4月1日現在で有効なもの)を定めている市町村は2点、定めていない市町村は1点を配点した。

2.3.3 女性議員割合

各市町村の議会議員の女性議員割合を調べるにあたっては、「市議会議員の党派別人員に関する調(平成23年12月31日現在)」を使用し算出した数値を使用する。

2.3.4 自治会長女性比率

平成23年調査による各市町村の自治会長の女性比率の数値を使用する。

2.3.5 市町村職員的一般行政職女性管理職割合

平成23年4月1日現在に調査された各市町村の職員的一般行政職に占める女性管理職の割合を求め、その数値を使用する。

2.3.6 審議会等委員の女性比率

平成23年に調査された各市町村における審議会委員の女性比率を算出し、使用する。

2.3.7 合計特殊出生率

平成23年の各市町村の合計特殊出生率について調べ、その数値を使用する。⁶

2.3.8 優良企業従業員割合

埼玉県による「第1回多様な働き方実践企業 認定企業」の従業員数を市町村ごとに足しあげたものを分子とし、分母を「市町村別事業所数及び従業者数」(平成21年経済センサス—基礎調査)として割合を算出し、その数値を使用する。

2.3.9 市町村別保育所待機児童数

平成24年4月1日現在の保育所の待機児童の有無について、ある場合は2点、ない場合は1点を配点し、使用する。

2.3.10 学童保育室の運営への親の参加の義務

学童保育室の運営に、子どもを預けている親が主体となって関わる必要がある場合は2点、ない場合は1点を配点した。

2.4 その他の関連指標

さらに、各々の市町村の特徴を把握するために、各市町村の立地状況の指標および規模のデータを取得・作成し、使用する。埼玉県は都心への通学通勤者が多く存在するため、東京までの近さ・遠さがその市町村の経済や文化の発展と無関係ではないと思われるためである。ここでは、立地状況として各市町村の東京駅までの所要時間を算出する。また、市町村の規模については、各々の市町村の面積を調べ使用する。

3. 結果

3.1 男女共同参画施策の進展の各指標の基本統計量

男女共同参画施策の進展の各項目の基本統計量および得点範囲について、Table.1に示す。

⁶ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/hokentoukei/goutoku.html/> 2013年3月17日検索

Table.1 男女共同参画施策の進展の指標の基本統計量および得点範囲

	得点 範囲	平均値	標準偏差
男女共同参画条例の制定等	3~6	3.810	.998
男女共同参画に関する計画	1~2	1.87	.336
女性議員割合	0~100	19.641	7.545
自治会長女性比率	0~100	3.062	3.701
市町村職員の一般行政職女性管理職割合	0~100	5.213	4.451
審議会等委員の女性比率	0~100	24.938	5.907
市町村別保育所待機児童数	1~2	17.064	30.718
合計特殊出生率	0~	1.754	.182
優良企業従業員割合	0~100	1.375	3.352
学童保育の運営	1~2	1.81	.396

3.2 カテゴリカル主成分分析の結果

男女共同参画施策の進展の度合の観点から市町村を分類・整理することを目的とし、男女共同参画施策の進展の指標として10項目のデータを投入し、カテゴリカル主成分分析を実施した。県内すべての63市町村のデータが対象となった。本研究では因子分析ではなく、主成分分析を採用した。この理由については、男女共同参画施策進展の指標の背後にある因子を抽出することを主眼とするのではなく、それがどのような成分によって構成されているかに関心があったからである。また、経済指標に関する分析では、因子分析よりも主成分分析が多く使用されているためである。

分析の結果は、Figure.1、Table.2 に示されるとおり、男女共同参画施策の進展の指標は2つの主成分から構成されることが確認された。

各項目の主成分係数を確認すると、第1主成分は、「男女共同参画推進のための条例の制定等」（男女

共同参画に関する条例の制定状況、男女共同参画・女性のための総合的な施設、男女共同参画に関する宣言)を中心に構成されている。「男女共同参画推進のための条例の制定等」の主成分係数と Figure.1を確認すると、この項目は第1主成分の軸の正の方向に、ほぼ平行して伸びていることが分かる。したがって、第1主成分は、「男女共同参画推進のための条例の制定等」を中心に構成されている、一般的な男女共同参画施策の進展の指標と理解された。

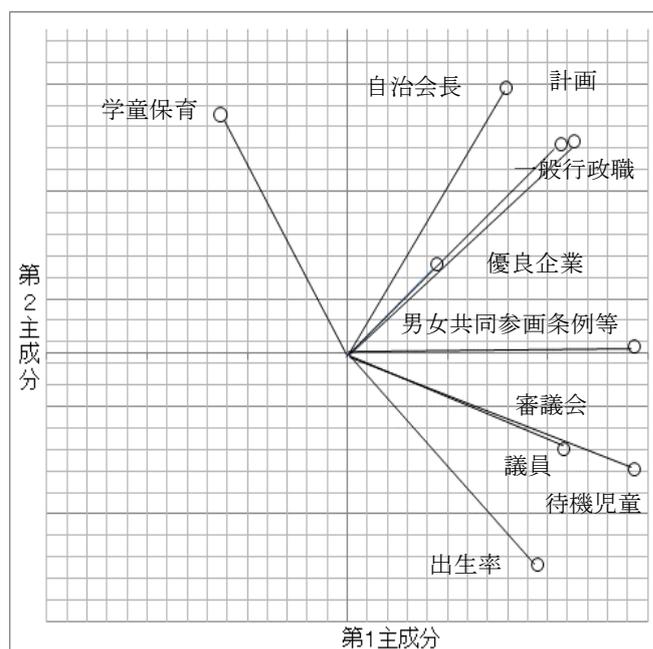


Figure.1 男女共同参画施策の進展の指標の主成分分析の結果

第2主成分は、自治会長の女性比率、学童保育の運営が相対的に大きな値を示していた。また、合計特殊出生率の主成分係数は負の値で相対的に大きな値を示していた。この項目について確認すると、合計特殊出生率が高い市町村ほど、第2主成分の値が負の方向に値が高いことが示されていた。また、原点を中心にこれとほぼ対象の位置にあるのが学童保育の運営への親の参加であり、これらの2つの項目に着目すると、学童保育の運営への親の参加が必要である市町村ほど第2主成分の主成分係数が高くなり、一方で合計特殊出生率が高いほど第2主成分の主成分係数は低くなる。

このことは、親の負担と出生率が双極をなすとい

う解釈の可能性を示している。

以上のことから、第1主成分は一般的な男女共同参画施策の進展の指標であり、正の方向へ行くほどそれが進んでいるということが示され、第2主成分は、子育ての社会化の指標と解釈され、負に大きな値を示すほど、それが進んでいると解釈できる。

次に、主成分分析で得られた主成分係数をもとに、各市町村に対してグループ間平均連結法によるクラスター解析を行った。この結果をもとに63市町村を3つに分類(A、B、C)した。なお、いずれのクラスターにも属しない自治体が1つ存在したため、これを分析から除外した。主成分分析の結果をグラフにプロットしたものをFigure.2に示す。

Table.2 男女共同参画施策の進展の指標の主成分分析の結果

	第1主成分	第2主成分
	男女共同参画 施策の進展	子育ての社 会化
審議会委員の女性比率	.772	-.137
待機児童数	.717	-.274
男女共同参画条例等	.719	.013
一般行政職女性管理職 比率	.569	.489
議員女性比率	.541	-.225
男女共同参画に関する 計画	.535	.483
合計特殊出生率	.478	-.493
優良企業従業員割合	.224	.203
自治会長女性比率	.398	.613
学童保育の運営	-.317	.553
固有値	3.067	1.583
寄与率	30.673	12.250

これらの結果をもとにFigure.2で図示したグループA、B、Cの散らばり具合を比較すると、Aが男女共同参画施策の進展の指標において最も進んでお

り、次いでBが進んでおり、Cはあまり進んでいないグループであると判断された。

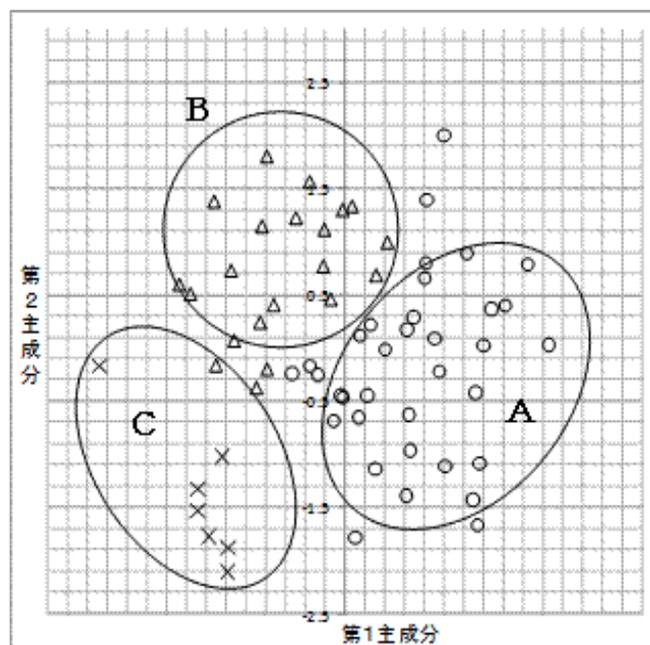


Figure.2 主成分分析の結果に基づく各市町村の分類

3.3 分散分析の結果

次に、以上の手続きにより得られた3つのグループを独立変数とし、経済指標(市町村内総生産および市町村民分配の伸び率)を従属変数として分散分析を行った。その結果をTable.3、Figure.3、Figure.4に示す。

Table.3 男女共同参画施策の進展の状況の違いによる市町村民経済計算の変化の比較

		度数	平均値	SD
市町村内総生産	A	34	1.076	.139
	B	21	.977	.121
	C	7	.842	.110
市町村民所得	A	34	.961	.092
	B	21	.936	.080
	C	7	.897	.041

※SD:標準偏差

まず、市町村内総生産ではグループ間の主効果が

有意となり ($F=10.760$, $p<.001$)、多重比較の結果、グループ A とグループ B、グループ A とグループ C の間で有意な差が確認された ($I-J=.099$, $p<.05$, $I-J=.234$, $p<.001$)。

市町村分配においては A、B、C の順で数値が高かったものの、統計的にはグループ間において有意な差は認められなかった。

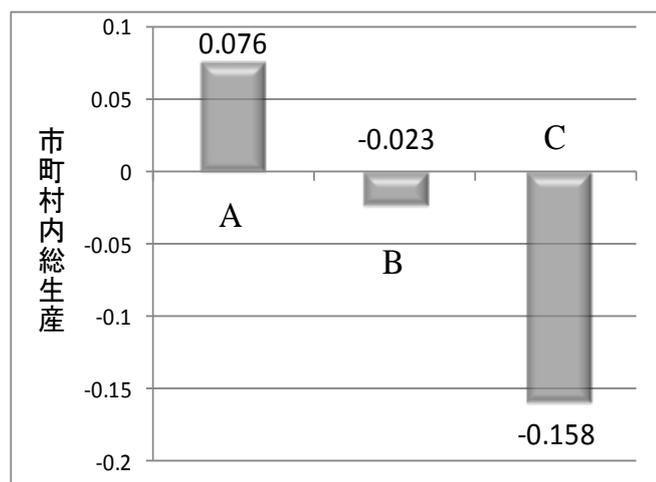


Figure.3 男女共同参画施策の進展の状況の違いと経済指標 (市町村内総生産)

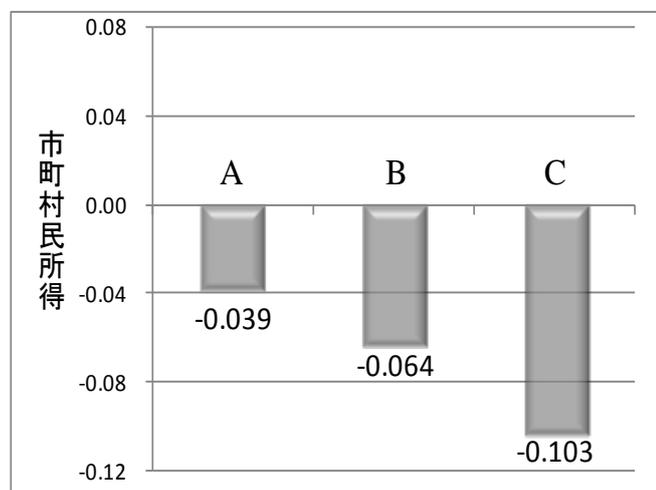


Figure.4 男女共同参画施策の進展の状況の違いと経済指標 (市町村民所得)

3.4 男女共同参画施策の進展の指標による市町村の分類と他の特徴との関係

次に、男女共同参画施策の進展の指標に基づいたグループ分けに、男女共同参画施策の進展の状況以

外の特色の偏りがあるかないかを確認した。男女共同参画施策の進展の状況の違いと経済状況の関係を確認するには、理想的には A、B、C のグループとも、男女共同参画施策の進展の状況以外に、そのグループ間に大きな特色の違いが見られないことが望ましい。なぜなら、たとえばグループ間でそれを構成する市町村の規模の別や産業の種別に大きく偏りがあったとしたら、それらの特色の違いによってグループ間で経済状況に差が生じていた可能性も否定できないためである。

3.4.1 男女共同参画施策の進展の指標と田舎・都会指標

そこで、まず、第一段階として、その市町村がどの程度都心から離れているかといった指標を用いて、3つのグループ間の違いの有無を検討した。埼玉県は東京のベットタウンとして発展し、都心への通勤・通学者が多く存在するといわれている。このため、都心からどの程度近いか (離れているか) によって、その市町村の勤務先企業やその市町村内に存在する産業の構造に違いがあると推測されるためである。

この指標としては、各市町村から東京までの実測距離と所要時間が挙げられるが、ここでは、東京までの実測距離よりも所要時間 (分) の方がより適切な指標であるだろうと判断し、採用することとした。この指標を田舎・都会指標と命名し、その算出に当たっては、グーグルマップの「ルート・乗換案内」⁷を使用した。なお、最寄り駅まで歩くことが現実的な交通手段といえない場合、バスや自家用車による最寄り駅までの所要時間を加算した。また、市町村の区域から複数の駅が選択可能な場合は、より代表的な駅 (たとえば役所本庁舎の最寄り駅) を最寄り駅として採用した。

以上の手続きにより得られた、各市町村から東京駅までの所要時間の基本統計量を求めた。その結果、最小値は 28、最大値 180、平均値 77.349、標準偏差 31.007 であった。

さらに、田舎・都会指標の平均値により各市町村

⁷ <https://www.google.co.jp/maps/dir///@35.8999545,139.4678447,12z/data=!4m3!4m2!1m0!1m0/2014年5月6日> 検索

を「遠い」「近い」の2分割にし、男女共同参画施策の進展の状況の異なるグループA、B、Cと掛け合わせたクロス集計表を作成した。これについてカイ二乗検定を行った結果、 $\chi^2 = 20.711, p < .001$ となり、男女共同参画施策の進展の指標に基づくグループ分けと田舎・都会指標の分割されたセルの度数に有意な差が確認された。

これについて、どのセルが有意に多い(少ない)かについて調べるために調整済み残差を算出した結果、すべてのセルにおいて有意となった。すなわち、A、B、Cのグループ分けと田舎・都会指標の遠さ・近さの分け方には関連があり、グループA、B、Cの順で東京駅に近いということを意味する。これらの結果をTable.4に示す。

Table.4 男女共同参画指標と田舎・都会指標

	A	B	C	合計
遠い 度数	7	14	7	28
調整済残差	-4.3***	2.4**	3.1***	—
近い 度数	27	7	0	34
調整済残差	4.3***	-2.4**	-3.1***	—
合計	34	21	7	62

： $p < .01$, *： $p < .001$

3.4.2 男女共同参画施策の進展の指標と市町村規模指標

次に、第二段階として、男女共同参画施策の進展の指標のグループ分けと市町村の規模の関係を調べることにした。市町村の規模については、埼玉県市町村勢概要⁸(平成25年)に掲載されている面積(km²)を採用した。なお、秩父市、秩父郡横瀬町、三郷市については境界未定により面積が確定されておらず、このため数値が公表されていない。そこで、それぞれの市・町のホームページで独自で発表されている数値をその自治体の面積として採用した。

各市町村の面積の基本統計量を求めたところ、最小値は5.10、最大値577.69、平均値60.293、標準偏差79.853であった。

⁸ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/a350/a350a2013.html>, 2014年5月6日検索

さらに、各々の男女共同参画施策の進展の指標のグループ分け(A、B、C)と地方自治体の規模の関連性の有無について確認した。まず、市町村の面積の平均値により各市町村を「狭い」「広い」に分類し、グループA、B、Cと掛け合わせたクロス集計表を作成した。これについてカイ二乗検定を行った結果、有意な差は認められなかった。この結果は、男女共同参画施策の進展の指標に基づくグループ分けと市町村の面積との間に有意な関連がないことを示す。これらの結果をTable.5に示す。

Table.5 男女共同参画施策の進展の指標と市町村規模

	A	B	C	合計
狭い 度数	25	13	4	42
広い 度数	9	8	3	20
合計	34	21	7	62

4. 考察

4.1 男女共同参画施策の進展の指標

本研究では、男女共同参画施策の進展が経済とどのような関係にあるか検討することであった。そのためにはまず、各市町村の男女共同参画施策の進展の状況を把握する指標をつくる必要があった。男女共同参画施策の進展状況を示す指標の項目の選定にあたっては、国や県でその状況把握のために調査・公表されている項目を参考に10の項目が選定され、これら10項目について各市町村の状況を調べて使用した。収集されたデータについて主成分分析を行った結果、男女共同参画施策の進展の指標は2つの主成分から成り、第1主成分は「一般的な男女共同参画施策の進展」に関する指標、第2主成分は「子育ての社会化」に関する指標と命名された。ただし、「自治会長の女性比率」の第2主成分の主成分係数も比較的大きな値を示しており、これのみに着目すると「子育ての社会化」という命名には一考を要する。第2主成分が「子育ての社会化」に関する指標と捉えられるべきかに関しては今後検討されなければならないだろう。あるいは、第2主成分を大きな構成要素とし、「子育ての社会化」を説明するような

項目の、全体の項目数に占める割合がそもそも低いことが原因なのかもしれない。

いずれにしても、今回調査された結果では、第1主成分、第2主成分ともに、それらの寄与率は低い値に留まった。このことから、男女共同参画施策の進展の指標の項目収集の方法が妥当であったか、また、それらの項目数が十分であったかということについて、さらに検討される必要があるだろう。

4.2 経済指標

地域の経済状況を測定するにあたっては、市町村民経済計算の市町村内総生産・市町村民所得の数値を基に、男女共同参画社会基本法施行前と現在の伸び率を算出し、それらを経済指標として分析に投入した。

このような手続きを経て地域経済の指標としたのは、市町村民経済計算の各市町村の数値をそのまま使用した場合、市町村間で人口や企業数が大きく異なるため、比較することが妥当ではないと考えられたためである。しかしながら、経済状況を表す指標として、今後は地方財務で一般的に用いられる指標も検討される余地があるだろう。たとえば、地方自治体の財政の健全化を測る指標として、経常収支比率が多く用いられている。

この指標は、財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、経常経費充当一般財源の額を経常一般財源総額で除した額に100を乗じて求められる。要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる(石原・益本・斉藤・嶋津・横田, 2000)。

4.3 男女共同参画施策の進展と地域経済の関係

男女共同参画施策の進展と地域経済の関係を検討するにあたり、市町村の男女共同参画施策の進展の状況の違いによる地域経済の状況の違いが検討された。

調査対象として埼玉県を選定し、県内市町村のそれぞれの男女共同参画施策の進展状況を調べ、それ

らの進展の程度の違いにより、市町村は3つのグループに分けられた。それら3つのグループについて、市町村民経済計算(市町村内総生産・市町村民所得)を基に作成した経済指標に違いがあるかどうかを比較した。その結果、市町村内総生産において、最も男女共同参画施策が進展しているグループに属する市町村の経済指標が他のグループに比べて有意に高く、中間に属するグループは最も進展していないグループよりも有意に高い値であることが認められた。一方、市町村民所得においては、数値のうえでは最も進展しているグループ、中間に属するグループ、最も進展していないグループの順に高かったが、これらを分析した結果からは、有意な差は確認されなかった。

これらの結果は、男女共同参画施策の進展の程度がその地域経済の発展と何らかの関連を持つことを示している。ただし、その関連は市町村内で生み出される生産性においてであり、その地域の居住者の所得とは関連がないことを示している。

この結果からどのようなことが推測可能だろうか。

一つは単純な解釈であり、男女共同参画施策の進展はその土地の産業を活性化させるが個人の所得には影響を及ぼさないという考え方である。すなわち、その市町村に居住する就業者が就業地に関係なく生み出す全体の所得を変化させず(市町村民を豊かにすることなく)、その市町村内に存在する企業等の生産を向上させる(市町村の経済を発展させる)という解釈である。

もう一つの考えとして、男女共同参画施策の進展は本来市町村内総生産、市町村民所得ともに向上させる機能を持つという前提に立って解釈してみる。男女共同参画に関する条例に盛り込まれた内容について着目すると、その代表的な内容として、「家庭や地域における平等」「働く場での平等」が挙げられ、文言や表現の差異こそあれ、多くの市町村の条例の中に盛り込まれている(たとえば、久喜市、蕨市、宮代町など)。家庭や地域における平等が実現されている市町村では、その市町村に居住する女性の就労が促進され、結果として市町村民所得全体が向上する。働く場での平等が推進されると、その企業が所在する市町村の女性の能力の活用が推進されるとと

もに、就労環境の多様性が確保されることにより、企業の生産性が上がり、市町村内総生産が向上する。このように仮定すれば、家庭・地域での平等、職場での平等について同じように市町村が施策を推進したとしても、家庭・地域での平等は職場の平等に比べ、実現の難しい課題であったからとはいえないだろうか。

このような前提に立って考えてみると、本研究で使用された男女共同参画施策の進展の指標についても、再度検討される必要がでてくるだろう。すなわち、進展の状況を測定する指標は、それに尽力している「過程」を測定しているのか、それとも、それに尽力した「結果」を示しているのかという問題である。

最後の可能性として、男女共同参画施策の進展は地域経済とは全く関連がないということもいえるだろう。すなわち、男女共同参画施策の進展と地域経済の両方の変数に影響を及ぼす他の要因が介在しているという可能性である。

4.4 都心への距離と規模

男女共同参画施策と地域経済は本来関係がなく、この2つに影響を及ぼす第3の変数(交絡因子)が存在する可能性を検討するために、本研究では、グループ分けした市町村に男女共同参画施策の進展の度合い以外の類似性がグループ内に存在しないかを確認することとした。ここでは、男女共同参画施策の進展と地域経済の双方に関係がありそうな変数として、都心への距離と市町村の規模を想定した。

この2つについて検討するにあたり、別々にカイ二乗検定を実施した。その理由としては、A、B、Cの分類に加え、2つの変数(「田舎・都会指標」の「遠さ」「近さ」、「市町村規模」の「広い」「狭い」)を同時に分析に投入すると、サンプルが3×2×2のセルに分割され、一つのセルあたりのサンプル数が、分析に耐えるには少なくなり過ぎるためである。

そこで、まず、その市町村がどの程度都心から離れているかといった「田舎・都会指標」を用いて、3つのグループ間の違いの有無を検討した。その結果、グループA、B、Cの順で都心に近いということが示された。この結果は男女共同参画施策の進展の指

標と田舎・都会指標が交絡している可能性を示す。

次に、男女共同参画施策の進展の指標のグループ分けと市町村の規模の関係の有無を検討した。その結果、男女共同参画施策の進展による3つのグループ分けと市町村規模との関係は確認されなかった。

これらのことから、男女共同参画施策の進展の結果として市町村経済が発展するのか、市町村の位置的好条件によって男女共同参画施策が進展するとともに、市町村経済も活性化していたのかが問われなければならない。

4.5 本研究の限界と今後の課題

男女共同参画施策の進展が経済へどのような影響を与えるかに関しては、異なる立場をとる複数の意見が存在する。しかし、それらについて検証した論文は現在多くは見当たらない。

本研究では、男女共同参画施策の進展が地域経済とどのような関係にあるのかを検討するために、一つの県の市町村データを活用し、試行的に分析を実施した。その結果、男女共同参画施策の進展と経済状況に関連が見られたが、その関連は市町村の位置的好条件によって疑似的に得られた結果なのか、今後検討されなければならないだろう。

今後はより多くのサンプルを収集して、市町村の経済規模や産業構造の違いをコントロールして、男女共同参画施策の進展の状況と経済状況を比較検討することが望ましい。

5. 引用文献

- 独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一(2009). 男女共同参画統計データブック—日本の女性と男性—2009 株式会社ぎょうせい.
- 橋本摂子(1999). 女性における教育の経済効果: 婚姻を媒介とした所得関数の分析(研究発表II-II-5部会 ジェンダーと教育(2)) 日本教育社会学会大会発表要旨集録, 51, 73-74.
- 石原信雄・嶋津昭(監修) 益本圭太郎・斉藤恒孝・横田光雄(編集)(2000). 地方財政小辞典 株式会社ぎょうせい.
- 粕谷美砂子(2009). 労働力と就業 独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一(編) 男女共同参画

統計データブック 株式会社ぎょうせい Pp.
33-48.

内閣府 (2011). 地方公共団体における男女共同参画
社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(平成 23 年).

野北晴子 (2005). ASEAN 諸国における女性労働と
経済発展 広島経済大学経済研究論集, **28**,
107-132.

大沢真理 (2002). 男女共同参画社会をつくる 日本
放送出版協会.

矢野眞和 (1981). 女子教育の社会・経済効果 (一般
研究 I・1 部会 女性と教育) 日本教育社会学
会大会発表要旨集録, **33**, 7-8.